

第 36 回信託研究会 議事要録

日時：2020 年 10 月 17 日

場所：大屋事務所

出席者：今井、黒田、大屋（議事録作成者）

◆検討事項

1. 信託を用いた特許権移転スキームにおける問題の検討

(1) 移転スキーム

委託者：譲渡側

再委託者：譲受側

受託者：一般社団法人（譲渡側、譲受側の共同設立）

受益者：譲渡側

信託財産：特許権

1. 信託財産は信託設定時に一般社団に移動する
2. 一般社団はノウハウ移転期間で除した持分割合を譲受側に移転し、あらかじめ見込まれた譲渡金額をノウハウ移転期間で除した金額を対価として受け取る。
3. 譲受側は受け取った特許権の持分割合を一般社団に再委託する
4. ノウハウ移転期間中に得られる特許権からの収益（使用許諾など）は
(ア) 一般社団に帰属させる
(イ) その期間の持分割合に応じて譲渡側、譲受側に配当する
等の選択肢を契約により定める
5. 信託終了時に特許権は全て譲受側に移転する。

(2) スキームにおける問題

上記スキームにおいて以下の問題がある。

- ①信託契約の内容（課税問題も含め）
- ②受託者の設定
- ③受託者における信託計算書の作成
- ④委託者、受益者（譲受側含む）の会計処理（減価償却費の計上）
なお、先月課題とした以下の点については今後において要再検討。

- ①信託契約の内容に受益者変更指図権等が必要か
- ②委託者の死亡による対策をどうすべきか
- ③特許権分割共有による問題はないか

(3) 課税関係

上記のスキーム上、信託設定時における、譲渡所得（個人）、益金計上（法人）の発生の疑問がある。

前回検討した、事業承継における移転のスキームとの違いを議論したところ、移転の目的とする財産（出資と特許）の違いによるものではないかという意見が出た。

この点については、課税関係の発生や減価償却の計上について、さらに、検討の余地が残されている。

2. その他

(1) 委託者が認知症になった場合、贈与契約の成立を否認されるリスクに対応する家族信託の実務について

3. 今後の予定

上記の信託スキームの問題について、より広く議論検討するため、関係分野の研究を進める。

今回の議論の成果は、令和3年3月締切りの金沢星稜大学経済学部論集に研究ノートとして投稿する予定である。

次回は2020年11月14日（土）10時より。場所は未定。

